

1. 各筆明細 (所有権移転関係)

整理番号	所有権の移転を受ける者の氏名及び住所 (A)		(住所)		(氏名)		⑩									
	所有権を移転する者の氏名及び住所 (B)		(住所)		(氏名)		⑩									
所有権を移転する土地 (C)					所有権の登記の有無	所有権の移転の内容 (D)						利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係	所有権する土地の (B) 以外の権原者等 (F)			
所在		地番	地目			面積 (㎡)	利用目的	所有権の移転時期	対価	対価の支払方法	対価の支払期限		引渡の時期	住所	氏名	権原の種類
大字	小字		登記簿	現況												

この計画に同意する。

所有権の移転を受ける者	住所	氏名	⑩
所有権を移転する者	住所	氏名	⑩
所有権を移転する者以外の者で、所有権を設定する土地につき所有権その他の使用収益権を有する者	住所	氏名	⑩

共通事項（売渡）

この農用地利用集積計画の定めるところにより行われる移転は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（1）所有権の移転

1の各筆明細に記載された対価の支払期限までに対価の全部の支払を了したときは、その所有権の移転時期に当該土地の所有権は移転する。

（2）農用地利用集積計画に定められた法律関係の失効

1の各筆明細に記載された対価の支払期限までに対価の全部の支払がなされなかったときは、当該土地の所有権に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効する。

（3）所有権以外の権利の消滅

所有権を移転する土地に第三者のための担保物件等が設定されているときは、所有権を移転する者（譲渡人甲）は当該権利を消滅させるとともに、当該権利が登記されているときは、所有権の移転時期までにその登記を抹消しなければならない。

（4）租税公課の負担

所有権を移転する土地に係る固定資産税、土地改良賦課金等は、その所有権の移転時期の属する年度については、譲渡人甲が負担する。

（市が囑託により登記することができることとなったとき）

（5）所有権の移転の登記

この農用地利用集積計画による所有権の移転の登記は、所有権の移転を受ける者（譲渡人乙）の請求により、市の囑託により行うものとし、譲渡人甲はこれに協力しなければならない。

（6）経費の負担

所有権の移転の登記に要する経費は、譲受人乙が負担する。その他の経費については、譲渡人甲及び譲受人乙が協議して決める。

（7）法律関係の解除

譲渡人甲又は譲受人乙は、相手方がこの農用地利用集積計画に基づく義務を履行しないときは、この農用地利用集積計画によって成立した法律関係を解除することができる。

（8）所有権取得者の責務

譲受人乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、所有権の移転を受けた土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。

（9）その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、譲渡人甲、譲受人乙及び市が協議して定める。